

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和2年11月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000091号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000049号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成18年10月1日から同年9月21日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成18年9月21日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年9月21日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間は、同社C営業所から同社B工場に転勤した時期であるが、同社に継続して勤務していたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社本社から提出された請求者に係る「社員情報登録」、辞令及び平成18年分の賃金台帳並びに同社B工場から提出された請求者に係る平成18年10月分給与の台帳(以下「給与台帳」という。)並びに同社C営業所から提出された請求者に係る辞令及び同年10月分給与の支給明細書並びに請求者に係る雇用保険の加入記録から、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務し(A社C営業所から同社B工場に異動)、請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の請求者に係る辞令から、平成18年9月21日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳、給与台帳及び支給明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B工場は、請求期間について、請求者に係る保険料を納付したか否かは不明であると回答している一方、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000103号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000050号

第1 結論

請求者のA事業所における平成24年6月15日の標準賞与額を9万円、同年12月14日の標準賞与額を9万1,000円に訂正することが必要である。

平成24年6月15日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月15日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月15日
② 平成24年12月14日

私は、A事業所から請求期間①及び②の賞与が支払われていたが、国の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。各請求期間に支払われた賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成24年6月分及び同年12月分賞与の支給明細書並びにA事業所から提出された請求者に係る平成24年分賃金台帳により、請求者は、請求期間①及び②において同事業所から賞与を支給され、事業主により当該賞与から保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これら

の標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記の支給明細書及び貸金台帳により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は9万円、請求期間②は9万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000062号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000051号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和36年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年8月26日から同年9月1日まで

私は、A社B事業所を退職する際に有給休暇で休んだが、平成3年8月31日まで在籍していた。しかしながら、国の記録によると、A社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年8月26日とされており、有給休暇取得期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けていると思われるので、同年9月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

D社は、A社B事業所は平成3年10月1日にA社C事業所と名称を変更し、平成4年5月31日に廃止しているため、A社B事業所に係る資料は残っていない旨回答しており、請求者が請求期間に取得したとする有給休暇について確認できない上、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料(以下「保険料」という。)の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、請求期間及びその前後の期間にA社B事業所において厚生年金保険被保険者であり、請求者が氏名を挙げた上司及び同僚を含む24人に照会を行ったところ、17人から回答があり、そのうち6人が請求者を覚えていた。しかしながら、当該6人の回答から請求者の請求期間における有給休暇取得の有無及び在籍期間を特定することができず、請求者の請求期間における勤務実態について確認することができないため、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者となる要件を満たしていたか確認することができない。

さらに、A社B事業所が加入していたE健康保険組合（請求期間当時はF健康保険組合）は、保存期限経過のためA社B事業所に係る資料は残っておらず、請求者の被保険者記録について不明である旨回答している。また、A社B事業所が加入していたG企業年金基金（請求期間当時はH厚生年金基金）は、請求者は平成3年8月26日に資格を喪失している旨回答しており、当該厚生年金基金の資格喪失年月日は、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

加えて、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、A社における離職年月日は平成3年8月25日であり、オンライン記録により確認できるA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。また、前述の照会を行った24人のうち雇用保険の被保険者区分が高年齢となっている1人を除く23人も、A社における離職年月日とオンライン記録により確認できるA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が符合している。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書、預金通帳等の資料を所持していない上、請求者が請求期間の給与が振り込まれたとする金融機関は、預金口座の取引内容が確認できる資料の保管期限は10年である旨回答しており、請求者が請求期間に居住していたI市も文書保存期間を経過しているため請求期間に係る給与支払報告書等の資料は無い旨回答していることから、請求者の請求期間における給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。